

議案第77号

米原市立認定こども園条例の一部を改正する条例について

米原市立認定こども園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

令和2年9月3日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

米原市立認定こども園の休園日等を規則に定めることについて、この案を提出するものである。

米原市立認定こども園条例の一部を改正する条例

米原市立認定こども園条例（平成26年米原市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条および第5条を削り、第6条を第4条とし、第7条を第5条とし、第8条を第6条とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

米原市立認定こども園条例新旧対照表（改正理由）

| 改正後 | 現 行 | 改正理由 |
|---|--|---|
| <p>(利用に係る費用)</p> <p>第4条 略</p> <p>(意見聴取)</p> <p>第5条 略</p> <p>(委任)</p> <p>第6条 略</p> | <p><u>(教育および保育時間)</u></p> <p>第4条 認定こども園の教育および保育時間は、午前7時30分から午後6時30分までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを延長し、または短縮することができる。</p> <p><u>(休園日)</u></p> <p>第5条 認定こども園の休園日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、または臨時に休園することができる。</p> <p>(1) 日曜日</p> <p>(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日</p> <p>(3) 12月29日から翌年1月3日までの日</p> <p>2 第3条第1号に規定する教育の提供は、休園日のほか、次に掲げる日においても、行わない。</p> <p>(1) 土曜日</p> <p>(2) 夏季休業日(7月21日から8月31日までをいう。)</p> <p>(3) 冬季休業日(12月24日から翌年1月6日までをいう。)</p> <p>(4) 春季休業日(3月25日から4月2日までをいう。)</p> <p>(利用に係る費用)</p> <p>第6条 略</p> <p>(意見聴取)</p> <p>第7条 略</p> <p>(委任)</p> <p>第8条 略</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・第4条の教育および保育時間および第5条の休園日に関する規定を規則に定めることに伴う条文の削除 ・第4条および第5条削除に伴う条の繰上げ ・第4条および第5条削除に伴う条の繰上げ ・第4条および第5条削除に伴う条の繰上げ |